

林業土木工事における週休2日適用工事（現場閉所）実施要領

1 目的

本要領により「週休2日適用工事（現場閉所）」として実施することで、建設現場における週休2日の更なる推進及び質の向上を図ることを目的とする。

2 対象工事

原則全ての林業土木工事を対象とする。

「週休2日適用工事 受注者希望方式（現場閉所）特記仕様書」が添付されていなくても、受発注者協議により対象とすることができる。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 緊急性を要する場合等、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事
- (2) 現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事
- (3) 上記の他、発注者が「週休2日適用工事（現場閉所）」に適さないと判断した工事（ただし、「週休2日適用工事（交替制）」の実施を検討すること）

なお、24時間体制で作業が必要となる工事や、現場条件に制約があり現場閉所が困難な工事は「週休2日適用工事（交替制）」で発注する。

3 用語の定義

(1) 週休2日

ア 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間と夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休以上

- ア 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。
- イ 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

4 発注方式

受注者希望方式とする。

受注者希望方式とは、「通期の週休2日」を必須として、受注者が工事着手前に、発注者に対して「月単位の週休2日」に取り組む旨を協議した上で取り組む方式である。

5 実施手順

(1) 設計書作成時

- ア 当初より補正対象経費に「月単位の週休2日」の補正係数を乗じる。
- イ 設計書に「週休2日適用工事 受注者希望方式（現場閉所）特記仕様書」を添付する。

(2) 受注者決定後

- ア 受注者は、施工条件を踏まえて「月単位の週休2日」の希望の有無を決定し、打合簿により監督員と協議すること。協議後に、現場閉所日（計画）を設定した計画工程表を作成する。施工条件を踏まえて工期日数が不足する場合は、工期日数の付与について監督員と協議できるものとする。
- イ 受注者は、工事着手前までに計画工程表を提出する。

(3) 施工中

監督員は適宜、実施工程表等により現場閉所の達成状況を確認し、施工プロセスチェックに記載する。

(4) 現場完了以降

- ア 監督員は、実施工程表等により現場閉所の達成状況を確認する。
 - (ア) 「月単位の週休2日」を希望したが、達成できたのが「通期の週休2日」の場合、「月単位の週休2日」を希望せずに「通期の週休2日」以上を達成した場合は、「通期の週休2日」の補正係数に減額変更する。

- (イ)「通期の週休2日」に満たない場合は、補正分を減額変更するものとする。
- イ 工事完成検査において、検査職員は実施工程表等により達成状況を確認するものとする。
- ウ 「月単位の週休2日」を達成した場合は、三条市建設請負工事成績評定実施要領に基づき取組を評価する。
- また、提出された計画工程表が「通期の週休2日」の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に「通期の週休2日」に取組む姿勢が見られなかった場合については、三条市建設請負工事成績評定実施要領に基づき点数を減ずる措置を行うものとする。

6 その他

運用の詳細

- (1) 達成状況の確認に関しては「達成状況確認の詳細（現場閉所）」を参照すること。
- (2) 補正対象、補正係数に関しては「週休2日補正係数一覧表（共通）」を参照すること。
- (3) 費用計上に係る計算仕様に関しては「週休2日補正の計算仕様（共通）」を参照すること。

附則

本実施要領は、令和8年4月1日以降に入札の公告又は見積りの通知を行う林業土木工事に適用する。